

富山県発明とくふう展内容説明書 (審査・展示用)

(第55回)

(1) 企業の部 (2) 一般の部

受付
番号 51

ふりがな	うちしょうじにうえとってしたとってをもうけたあげさげまど		
作品の名称	内障子に上取手と下取手を設けた上げ下げ窓		
ふりがな	さんきょうたてやまかぶしがいしゃ	ふりがな	まつだ ちさ
会社名	三協立山株式会社	発明者名	松田 知佐 (旧姓 高橋)
特許・実用・意匠 の出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願 <input checked="" type="checkbox"/> 出願済み	出願・公開番号 特開 2016-160666	登録番号 外国特許他

特徴と要点 (必ずご記入下さい)

1) 発明の概要

・ 本件発明は、上下に移動する内障子のアルミ製上框とアルミ製下框の室内側に配置した樹脂部材に、その長手方向に延びる上取手と下取手を各々室内側に突出して設けたことで、内障子の開閉操作性を向上したアルミ樹脂複合の上げ下げ窓に関するものです。

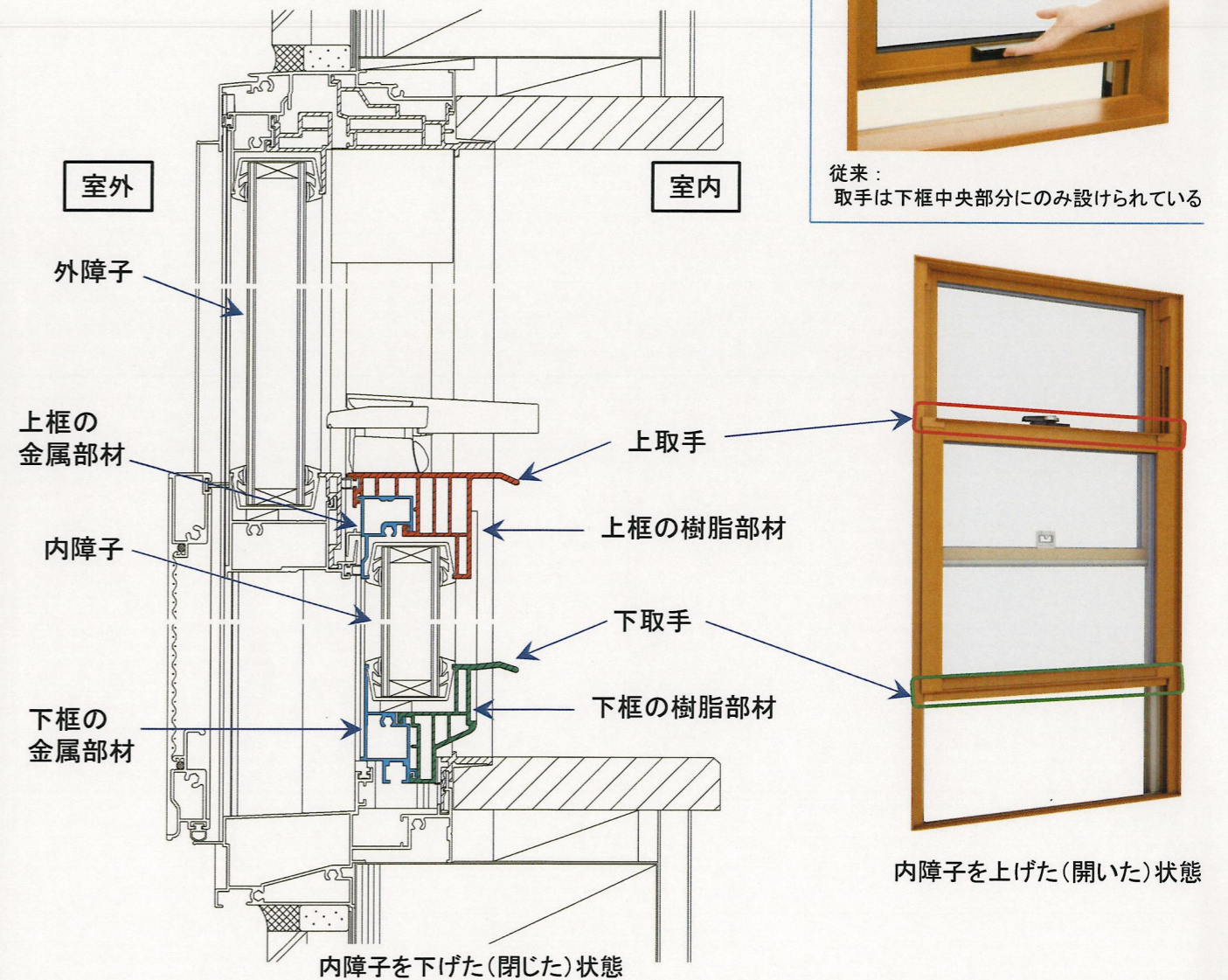
2) 特徴・効果

- ① 内障子を開くときは、使いやすい位置にある上取手を用いて上方への移動を始め、下取手の方が使いやすい位置に上昇したら、これに持ち替えることができます。障子を閉めるときは、使いやすい位置にある下取手を用いて下方への移動を始め、上取手が使いやすい位置に下降したら、これに持ち替えることができます。これにより、開閉操作が短い動線で行えることから操作性がよく、屈曲姿勢も小さくて済むので身体への負担を軽減します。
- ② 上取手と下取手が長いので、内障子の幅方向のどの場所からでも操作ができ、内障子の手前に置かれた物で取手の一部が隠れていても開閉操作ができます。
- ③ アルミ樹脂複合の上げ下げ窓なので、断熱性に優れています。

略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)

【構成】

- ・ アルミ樹脂複合の上げ下げ窓の内障子の上框と下框に、長手方向に延びる上取手と下取手を各々設けた。



記載注意事項

1. 審査時は、この説明書が添付資料となりますので記載が不明確な場合は審査にもれることがあります。
2. 従来のも (或いは方法) に比し、どこを (何を) どのように発明・工夫したか、要点を判り易く、図を用いた方が判り易い場合は図面 (略図でよい) でご説明下さい。
3. 改良くふう箇所が多くある場合、要点をしぼってご記入願います。